

第515回 海務協議会

1. 日時:平成24年7月 11日(水)13:30～

2. 場所:第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3. 議題:

(1) 7月期の税関人事異動に伴う担当官の挨拶

(2) 関税法基本通達等の一部改正に伴うバース待ちのため不開港(中の瀬)に入出する場合の税関手続きの変更について

監視部:大田上席監視官

(3) 台風等による海難事故や船舶乗組員の脱船逃亡が発生した場合の速やかな税関への報告について

監視部:大田上席監視官

4. その他 質疑・応答

開催予定日 平成24年 9月 開催予定
開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部
TEL045-680-1757
FAX045-680-1758
E-mail yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> (横浜税関)
<http://www.kanzei.or.jp> (日本関税協会)
<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> (日本関税協会横浜支部)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第3章 船舶及び航空機</p> <p>（「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）</p> <p>20—5 法第20条第1項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船（機）用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなったときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるので、留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 天候の悪化による予定航路の変更又はその他予期しなかつた事情により船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>入港しようとする開港のけい留場所が満船のため不開港においてバース待ちをする必要がある場合若しくは積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合（当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ないと認められる場合に限る。）</u>又は曳船待ちをする必要がある場合（当該バース待ちによって生じた理由により当該船舶の旅客又は乗組員が船陸交通を行う場合を含む。）</p> <p>(9)及び(10) (省略)</p> <p>(11) 外国貿易機が天候の悪化、故障、燃料の不足、到着予定港の事情、その他事前に予想できない緊急の事情により税関空港以外の場所に着陸することが必要になった場合</p> <p>(12)及び(13) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 船舶及び航空機</p> <p>（「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）</p> <p>20—5 法第20条第1項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船（機）用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなったときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるので、留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 天候の悪化による予定航路の変更又はその他予期しなかつた事情により船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合</p> <p>(3)～(7) (同左)</p> <p>(8) <u>バース待ち又は曳船待ちをする必要がある場合（当該バース待ちによって生じた理由により当該船舶の旅客又は乗組員が船陸交通を行う場合を含む。）</u></p> <p>(9)及び(10) (同左)</p> <p>(11) 外国貿易機が天候の悪化、故障、燃料の不足、到着予定港の事情、その他事前に予想できない緊急の事情により税関空港以外の場所に着陸することが必要になった場合</p> <p>(12)及び(13) (同左)</p>

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲）</p> <p>7-4 法第7条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 暴風雨、濃霧等の災害が予想される場合において、これを回避するためのみの目的で一時入港したとき</p> <p>(2)～(17) (省略)</p> <p><u>(18) 開港に入港した外国貿易船が当該開港を積荷の準備等の都合によりやむを得なく一時出港し、関税法基本通達 20-5 (8)に規定する場合に該当して当該開港に近接する不開港に入港した後、当該開港に再入港する場合</u></p> <p><u>(19) その他上記各号に準ずる場合であつて税関長が真にやむを得ないと認めたとき</u></p>	<p>（「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲）</p> <p>7-4 法第7条<u>《非課税》</u>に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 暴風雨、濃霧等の災害が予想される場合において、これを回避するためのみの目的で一時入港したとき。<u> </u></p> <p>(2)～(17) (同左)</p> <p><u>(18) その他上記各号に準ずる場合であつて税関長が真にやむを得ないと認めたとき。<u> </u></u></p>

関税法基本通達等の一部改正に伴うバース待ちのため不開港（中の瀬）に入出する場合の税関手続きの変更について

これまで、京浜港（横浜港・川崎港）、横須賀港及び千葉港に入港する外国貿易船が、その開港に入港する前若しくは入港した後において、係留場所が満船若しくは積荷の準備等の都合により係留できず、バース待ちのため不開港（中の瀬）において待機する場合は、「航行中扱い願書」若しくは「在港中扱い願書」により不開港の入出を認めていました。

今般、別紙のとおり「関税法基本通達（20-5）」及び「とん税法及び特別とん税法基本通達（7-4）」が一部改正されたことから、願書の取扱いを廃止します。

平成 24 年 7 月 1 日から「係留場所が満船若しくは積荷の準備等の都合により、バース待ちのため不開港（中の瀬）において待機する場合」の税関手続きは下記のとおりとなります。

記

1. 開港に入港しようとする前に不開港（中の瀬）においてバース待ちをする場合

(1) 不開港に入港する時

- ・「入港届」（やむを得ず不開港に入港する事由を記載したもの。）
- ・「不開港場寄港特許通知書」（写）
- ・「旅客氏名表」又は「乗組員氏名表」（不開港において乗降がある場合。）

(2) 不開港を出港する時

- ・「出港届」

2. 開港に入港後、一時出港し、不開港（中の瀬）においてバース待ちをする場合

(1) 開港を出港する時

- ・「出港届」

(2) 不開港に入港する時

- ・「入港届」（やむを得ず不開港に入港する事由を記載したもの。）
- ・「不開港場寄港特許通知書」（写）
- ・「旅客氏名表」又は「乗組員氏名表」（不開港において乗降がある場合。）

(3) 不開港を出港する時

- ・「出港届」

(4) 開港へ再度入港する時

- ・「入港関係書類」
- ・とん税非課税の事実を証明する「非課税理由の証明」（S-1030）

※改正後の「とん税法基本通達及び特別とん税法基本通達」7-4-（18）により、開港に再入港する場合のとん税は非課税となる。

3. その他

上記 1. 及び 2. における不開港の入出港届は、当該外国貿易船が入港しようとする開港を管轄する税関官署に提出する。

(根 拠 法 令)

関税法第 20 条（不開港の出入）

- 1 外国貿易船等の船長又は機長は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、当該外国貿易船等を不開港に出入させてはならない。ただし、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場合はこの限りでない。
- 2 外国貿易船等が前項ただし書の事故により不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちにその事由を付してその旨を税関職員（税関職員がいないときは警察官に）届け出なければならない。

関税法基本通達 20-7（遭難等により不開港に入港する場合の手続）

遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港する場合の手続は、次による。

- (1) 法第 20 条第 2 項《外国貿易船等の不開港への入港の届出》の規定により船長等が行う入港の届出は、便宜、船舶等の別に応じそれぞれの「入出港届」1 通にその入港の事由を記載して提出させるものとする。この場合において、旅客又は乗組員を乗降させる場合にあつては、必要に応じて旅客又は乗組員に関する事項を記載した書面を求めることとする。
- (2) 上記 (1) に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までには原本を提出させることとする。

とん税法第 7 条（非課税）

- 1 外国貿易船が開港に入港した場合において、次に掲げる場合に該当し、又はこれに準ずるやむを得ない理由があるときは、とん税を課さない。ただし、第 1 号又は第 2 号に規定する理由により入港した場合（これに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む。）において、これらの理由に直接よらない貨物の積卸をするときは、この限りでない。
 - 一 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合
 - 二 検疫のみを目的として一時入港する場合
 - 三 避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港に入港する場合
 - 四 出港後二十四時間以内に他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合

とん税法施行令第 4 条（非課税の場合の証明）

外国貿易船が開港に入港した場合において、法第 7 条第 1 項本文（非課税）の規定に該当すべき事実があるとき（同項ただし書の規定に該当すべきときを除く。）は、当該外国貿易船の船長は、その入港後遅滞なくその事実を税関長に証明しなければならない。

とん税法及び特別とん税法基本通達 7-6（非課税の場合の証明手続）

船長が令第 4 条《非課税の場合の証明》の規定により非課税に該当する事実の証明をしようとするときは、「非課税理由の証明」（S-1030）2 通を、とん税納付事務を担当する監視部門に提出させるものとし、税関長はその事実を確認したときは、うち 1 通に非課税の旨を記載して当該船長に交付する。この場合において税関長がその事実を認定するために必要があると認めるときは、非課税に該当する事実を客観的に認定しうるような航海日誌（写し）、管海官庁の証明書等を添付させるものとする。

非課税に該当する事実が税関長によって確認されたときは、納付申告書及び納付書の提出は要しないので、留意する。